

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部生活衛生課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区浴場需要対策補助金							
根拠規定等	文京区浴場需要対策補助金交付要綱							
創設年月	平成	18	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	8年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	26	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	
見直しの内容	補助対象事業に係る補助金の額の交付総額の見直し及び補助金の算出の見直し、文言の整理。							
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号
	6衛生費	1保健衛生費	1保健衛生総務費	6公衆浴場補助		1浴場需要対策費補助		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	公衆浴場が区民の保健衛生の維持及び向上に不可欠な施設であると鑑み、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第4条の規定に基づき区内の公衆浴場(以下「公衆浴場」という。)の需要対策事業を補助し、区民の公衆浴場を利用する機会の確保及び拡大を図ることを目的とする。						
補助事業等の内容	補助対象事業は、次に掲げるものとする。 (1)湯遊入浴デー普通湯 文京区内に住所を有する者(以下「区民」という。)を対象に毎月第2及び第4日曜日の午後4時から午後1時まで入浴実施すること。をいう。 (2)湯遊入浴デー特別湯 区民を対象に9月の第4日曜日及び1月第2日曜日の午後4時から午後11時まで入浴事業を実施すること。をいう。						
補助対象経費の内容	補助金の額は、補助事業等の内容に規定する事業の実施1回につき、補助金の算出とする。ただし、補助金の交付総額は、当該年度の予算措置の範囲内とする。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 (1)湯遊入浴デー普通湯の事業 大人については入浴料金から本人負担額を差し引いた額、中人については入浴料金の全額にそれぞれ次の人数を乗じた金額の合計とする。 ア 前年度の湯遊入浴デー利用者実績上位3浴場 大人260人 中人25人 イ 次の利用者の多い3浴場 大人240人 中人25人 ウ ア及びイ以外の浴場 大人220人 中人25人 (2)湯遊入浴デー特別湯の事業 大人については入浴料金から本人負担額を差し引いた額、中人については入浴料金の全額にそれぞれ次の人数を乗じた金額の合計とする。 大人300人 中人100人 (3)湯遊入浴デー特別湯の事業に係る材料費 6,000円						
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況	無し						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独						
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)						
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)						
	負担割合	区	国	都	補助対象者		
	上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域住民の公衆浴場を利用する機会の確保及び拡大を図ることに貢献している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第4条に基づき区内の公衆浴場の需要対策事業の補助に努めている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	公衆浴場経営全体の活性化を目的としているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	公衆浴場を利用している区民の入浴機会を損なう外、公衆浴場経営全体の衰退化が懸念される。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助対象事業者に該当すれば、補助金の申請をする機会は確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請を受け、適正に書類確認・審査をした上で決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	現段階で、補助金以外の代替策は無い。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	公衆浴場経営全体の活性化に繋がり、休業することなく区民が利用できる状況である。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地域住民が公衆浴場を快適に利用出来ている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	主に公衆浴場の周辺住民が利用している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区浴場需要対策補助金交付要綱等に則って事業は行われている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	例月湯遊入浴デー実績報告を提出した上で、事業が適正に行われたかを審査し、書類内容に遺漏が無いか確認している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助金交付申請書及び添付書類、補助金請求書を提出し、事業が適正に行われたかを審査し、書類内容に遺漏が無いか確認し、事業にかかった経費等の支出状況を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	20	19	16	16
決算(予算)額	22,204	18,759	17,878	18,269
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	22,204	18,759	17,878	18,269
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	豊川浴泉・月の湯・大黒湯・歌舞伎湯・白山浴場・菊水湯・富士見湯・ふくの湯			

5 課題及び今後の方向性

浴場需要対策事業(湯遊入浴デー)を実施することで、地域住民へ公衆浴場の利用する機会の確保及び拡大を図ることと、さらに浴場組合と共に区民及び地域社会に貢献する公衆浴場経営に繋げていく。